

## 一九会会則

### 第1条(名称)

本会は、飯田高等学校第19回卒業生の会「一九会(いっきゅうかい)」と称する。

### 第2条(目的)

母校及び地域社会の発展に対する貢献、並びに会員相互の親睦を目的とする。

### 第3条(会員)

飯田高等学校の高校第19回卒業生を正会員、その恩師を名誉会員とする。

### 第4条(活動)

- (1)前記の目的に適う行事等を行う。
- (2)飯田高等学校同窓会の活動を支援する。
- (3)遠隔地に居住する会員の組織化のために、地域ごとに支部の発足を促すとともに支部発足後、在郷本部はその運営に協力する。

### 第5条(機関)

#### (1)総会

- ①定期総会は、年1回代表幹事が招集し、次の事項を行う。  
役員幹事人事の承認(役員任期が2年になったことから原則隔年で実施)  
収支報告の承認  
会則変更の議決  
その他本会の運営に関する重要事項の議決  
ただし、全体会合などを開催した場合は、それをもって総会に充てることができる。  
⇒ 必要に応じ幹事会をもって、総会に充てることができる。
- ②臨時総会は、必要に応じて代表幹事が招集する。

#### (2)幹事会

- ①幹事会は、各クラスから数名宛選出された正会員の幹事によって構成される。
- ②幹事会は、次の役員幹事を互選により選出し、選出された役員幹事は総会の承認を得て本会の運営に当たる。

・代表幹事	1名
・クラス代表幹事	各クラス1名
・事務局長	1名
・会計	<u>2名</u>

⇒ 1名

- ③幹事会は、必要に応じて代表幹事が招集する。

#### (3)監事

監事2名は総会により選出され、会務の遂行状況並びに会計の状況を監査し、監査結果を総会に報告する。

### 第6条(役員幹事等の任期)

代表幹事の任期は2年とする。

その他の役員幹事、監事の任期は2年とし、再任を妨げない。

### 第7条(運営経費等)

- (1)本会の運営にかかる経費は正会員の負担によるものとし、負担の方法、金額等は別途総会により決定する。
- (2)幹事会は、事業年度毎の収支を総会に報告し承認を得る。

### 第8条(事業年度)

本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

### 附則

会員死亡の場合は、弔電を以って弔意を表す。

本会則は、令和5年9月29日より施行する。

## 一九会 役員改選

代表幹事 : 熊谷 洋平 (H)  
会 計 : 下田 章 (G)  
事務局 : 北原 隆司 (H)  
監 事 : 羽場 健治 (E) 下平 薫 (I)

### クラス幹事 (○クラス代表)

組	幹 事 名
A	○市瀬 英明    奥村 節夫    田中 悦雄    長谷部 新 矢澤 昇
B	○仲平 隆        笠原貴志子    小林 朱美    湯沢 一直
C	○浅井紀美子    小澤 伸好    座光寺主税
D	○坂牧 勉        福沢 正幸    奥村 州平    小椋 泰一 羽生 敏夫    吉沢裕美子
E	○伊澤 増男    小倉 利雄    勝野 薫        羽場 健治 牧内 良造    山口 幸造
F	○木下 博史    新井 雄三    小木曾計男    河野 克己 宮嶋 孝彦
G	○下田 章        後藤 邦男    坂井 喜夫    前澤 一郎 山田 恵一    長良 健次
H	○熊谷 洋平    北原 隆司    木下 幸治    木村 博 塩沢 史郎    菅沼 實雄
I	○下平 薫        塩沢 博        塩沢 良麻    星 章